

上水（簡水）道の給水装置工事について

津山市水道局

水道の給水装置工事から使用開始までの流れ（一例）は以下の通りです。

給水装置工事とは、「新設(分岐新設)」=新たに水道を引き込む工事、「改造」=既存の給水装置の増設、口径変更等、「撤去」=不要となった給水装置の撤去工事。

給水装置工事申請

津山市水道局指定給水工事業業者（別紙参照）から、給水装置工事申請書（工種ごとに書類が必要）を津山市水道局に提出していただきます。



水道局設計審査及び諸費用の納入

提出された工事書類を水道局で審査し設計承認が下りると、必要料金（設計審査手数料・工事検査手数料・加入金等負担金・公道取立会費等）をお支払いいただきます。



工事の施工

指定工事業業者が給水装置工事を施工します。

給水装置工事期間中に給水が必要な場合は、中間検査を行い水道メーターの出庫が可能です。
新設(分岐新設)工事の場合、使用者は指定工事業業者（臨時給水扱い）となります。



工事完成及び完成検査

給水装置工事完成検査申請書類の提出後、水道メーターを出庫します。

指定工事業業者によるメーター取り付け後、水道局が現地検査等による完成検査を行います。



水道使用開始申込

使用開始申込み後、水道が使えるようになります。

水道使用開始日より水道料金が発生します。（中間でのメーター出庫済の際は、使用者変更します。）



水道使用者の変更等

工事業業者で使用されていた場合は、建物引渡しに合わせ、新使用者に名義を変更（水道の使用中止及び開栓）していただきます。日付をさかのぼっての中止・開栓はできません。

<お問い合わせ先>

- 水道の給水装置工事に関すること

津山市水道局水道施設課 給水管理係 Tel 0868-32-2108、Fax 0868-22-9294

- 使用開始及び水道料金、使用者の変更に関すること

津山市水道局お客様センター

Tel 0868-32-2105、Fax 0868-22-9294

